

学 則

東九州短期大学

東九州短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、浄土真宗の精神を基盤とし、教育基本法及び学校教育法に従って高度の一般教育並びに専門教育を教授・研究することを目的使命とし、知徳の合一、応用能力の伸長をはかり、新時代にふさわしい健全有為な人材の育成につとめる。併せて開かれた大学として門戸を広く社会に開放し、地域社会の文化の向上発展に寄与せんとするものである。

2 本学に設置する各学科における人材の育成に関する目的並びに教育研究の目的は次の通りである。

食物栄養学科における教育は、人間の健康を、食と栄養の視点からとらえて研鑽を積んだ、食物栄養に関する専門家の育成を目的とする。目標については、次の通りである。

(1)食物栄養の基礎を学び、医療・福祉・教育などの分野で食物栄養の専門家として活躍できる実践力を身につける。

(2)健康の維持・増進や疾病の予防に指導的立場に立ち、貢献できる人材を育成する。

(3)給食実務者として必要な献立作成や調理技術を修得し、人々の身体的実態社会の要望にそった食事提供ができる栄養士を養成する。

幼児教育学科における教育は、人間形成において、最も基礎的かつ重要な意味を持つ幼児期にある人間の全人的成長を支える保育者、教育者の養成を目的とする。目標については、次の通りである。

(1)幼児期の児童の心的並びに身体的発達過程に精通した子育てのスペシャリストを養成する。

(2)福祉と教育両面での援助・指導助言ができる育児の専門家を育成する。

(3)親の育児を支援し、保育に貢献できる人材を育成する。

(4)社会情勢に対応できる保育者としての能力の涵養を図る。

(目標達成と評価)

第2条 本学は、常に教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
食物栄養学科	40名	80名
幼児教育学科	50名	100名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

(1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(2)日曜日

(3)春期休業日 3月24日から4月3日まで

(4)夏期休業日 8月1日から9月10日まで

(5)冬期休業日 12月23日から1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めたときは休業日とすることがある。

3 学長が必要と認めた際は休業日に於いても授業を課することがある。

4 学外での実習等を休業中に実施することがある。

第4章 入学、退学、及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の初めとする。転入学、再入学の場合も同様とする。

2 前項の他にも、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5)文部科学大臣の指定した者

(6)専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者

(7)個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳以上の者

(8)高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学の出願)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書式に検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考)

第 12 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 13 条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類、入学金を添えて提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

(転入学・再入学等)

第 14 条 本学に転入学、再入学又は転科を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の転入学、再入学又は転科に関する出願及び選考方法については、別に定める。

3 前項の規定により転入学、再入学又は転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 16 条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第 17 条 休学の期間は1年を超えることはできない。但し、特別の事由があるときは許可を得て更に1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は通算2年を超えることができない。

3 休学の期間は在学年限に算入しない。

(復学)

第 18 条 休学許可期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

(1)第5条第2項に定める在学年限を超えた者

(2)第17条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3)授業料等納入金の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(4)長期にわたり行方不明の者

第5章 賞 罰

(表彰)

第 20 条 学長は、他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第 21 条 学長は、教育上必要と認める学生に、教授会の議を経て、懲戒を加えることがある。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第6章 教育課程

(教育課程)

第22条 本学の教育課程は、本学の建学の精神に基づいた特設科目、共通基礎科目、各学科の専門科目及び教職専門科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第23条 本学において開設する授業科目及び単位数は次の通りとする。

1. 特設科目 アセンブリーアワー（礼拝） 1 単位必修
2. 共通基礎科目

授 業 科 目		単 位 数			備 考	
		必修	選択	計		
共通基礎科目	一般教養科目	宗 教 学	2	2	4	6 単位必修
		文 学		2	2	
		哲 学		2	2	
	仏 教 学		2	2		
	日 本 国 憲 法		2	2		
	歴 史 学		2	2		
	経 済 学		2	2		
	社 会 心 理 学		2	2		
	生 物 学		2	2		
	環 境 科 学		2	2		
	地 学 概 論		2	2		
	化 学 概 論		2	2		
	生 活 科 学		2	2		
	人 間 関 係 論		2	2		
	文 章 言 語 表 現		2	2		
	キャリアプランニングⅠ		1	1		
	キャリアプランニングⅡ		1	1		
	外国語科目	英 語 (英 会 話)	2		2	
ハ ン グ ル			2	2		
中 国 語			2	2		

体育・スポーツ科目	健康スポーツⅠ	1		1	理論
	健康スポーツⅡ	1		1	実技
計		6	36	42	

3. 食物栄養学科専門科目

授業科目	単位数			備考	
	必修	選択	計		
専 門 科 目	公衆衛生学	2		2	
	社会福祉概論		2	2	
	解剖学	2		2	
	生理学		2	2	
	生化学		2	2	
	生化学実験		1	1	
	運動生理学		2	2	
	食品学	2		2	総論・各論を含む
	食品学実験		2	2	
	食品加工学		2	2	応用微生物を含む
	食品衛生学		2	2	
	食品衛生学実験		1	1	
	栄養学総論	2		2	
	栄養学各論		2	2	
	栄養学実習		1	1	
	臨床栄養学概論		2	2	
	臨床栄養学実習		1	1	食事療法実習を含む
	実践臨床栄養学概論		2	2	
	実践臨床栄養学実習		1	1	
	栄養指導論	2	2	4	
	栄養指導実習		2	2	
	公衆栄養概論		2	2	
	調理学	2		2	
	調理実習	1	2	3	
	給食計画論	1		1	
	給食実務論		1	1	
給食実務実習		3	3	学外実習を含む	
学校栄養指導概論		2	2		
学校栄養指導演習		1	1		

科 目	精 神 保 健		2	2	
	家 庭 経 営 学		2	2	家族関係及び家庭経済学を含む
	住 居 学		2	2	
	秘 書 実 務		2	2	
	薬 理 学		2	2	
	救 急 看 護 知 識		1	1	
	医 療 保 険 請 求		1	1	
	医 療 管 理 学 概 論		4	4	
	医 学 概 論		2	2	
	家 庭 看 護 学 及 び 実 習		5	5	
	臨 床 心 理 学		2	2	
	情 報 処 理 論 及 び 演 習		5	5	
	ゼ ミ ナ ー ル		6	6	
	食 生 活 論		2	2	
	フーズスペシャリスト論		2	2	
	フードコーディネート論		2	2	
	フードコーディネート演習		2	2	
計	14	84	98		

4. 食物栄養学科教職専門科目

授 業 科 目		単位数			備 考
		必修	選択	計	
教 職 専 門 科 目	教 職 概 論		2	2	
	教 育 原 理		2	2	
	発 達 心 理 学		1	1	
	道 徳 教 育 の 理 論 と 方 法		2	2	
	教 育 方 法 論		2	2	
	生 徒 指 導 論		2	2	
	教 育 相 談		1	1	カウンセリングを含む
	教 職 実 践 演 習		2	2	
	教 育 実 習 指 導		1	1	
	教 育 実 習		1	1	
計		16	16		

5. 幼児教育学科専門科目

	授業科目	単位数			備 考
		必修	選択	計	
専 門 科 目	教 職 概 論		2	2	
	保 育 原 理	2		2	
	教 育 原 理	2		2	
	児 童 家 庭 福 祉		2	2	
	社 会 福 祉		2	2	
	相 談 援 助		1	1	
	社 会 的 養 護	2	2	4	
	発 達 心 理 学	2		2	
	教 育 心 理 学		1	1	
	臨 床 心 理 学		2	2	
	子 ど も の 保 健 I	2	2	4	
	子 ど も の 保 健 II		1	1	
	子 ど も の 食 と 栄 養	1	1	2	
	家 庭 支 援 論		2	2	
	保 育 課 程 論		2	2	
	障 害 児 保 育		2	2	
	保 育 内 容 総 論	1		1	
	保 育 内 容 (健 康)	1		1	
	保 育 内 容 (人 間 関 係)	1		1	
	保 育 内 容 (環 境)	1		1	
	保 育 内 容 (言 葉)	1		1	
	保 育 内 容 (総 合 表 現)	1		1	
	保 育 内 容 (表 現)	1	2	3	
	乳 児 保 育		2	2	
	社 会 的 養 護 内 容		1	1	
	保 育 相 談 支 援		1	1	
	教 育 方 法		1	1	
教 育 相 談		2	2	カウンセリングを含む	
生 活		2	2		
音 楽 I	1	2	3	音楽理論 (宗教音楽含む) ・器楽 (伴奏法含む)	
音 楽 II	1	3	4	器楽 ・ 声楽 ・ 表現	
図 画 工 作	2	2	4		
小 児 体 育	1	1	2		
言 語 遊 び	1		1		
児 童 文 化 指 導 法		2	2		

教 育 実 習 I		2	2	
教 育 実 習 II		2	2	
教 育 実 習 指 導		1	1	
保 育 実 習 I (保 育 所)		2	2	
保 育 実 習 I (施 設)		2	2	
保 育 実 習 指 導 I (保 育 所)		1	1	
保 育 実 習 指 導 I (施 設)		1	1	
保 育 実 習 II (保 育 所)		2	2	
保 育 実 習 III (施 設)		2	2	
保 育 実 習 指 導 II (保 育 所)		1	1	
保 育 実 習 指 導 III (施 設)		1	1	
保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 (幼 稚 園)		2	2	
情 報 処 理 論 及 び 演 習		5	5	
宗 教 教 育		2	2	
医 学 一 般		2	2	
地 域 福 祉 論		2	2	
ゼ ミ ナ ー ル		6	6	
計	24	79	103	

(履修科目の配分)

第 24 条 学生は、共通基礎科目は主として第 1 年次に、各学科の専門科目及び教職専門科目は 2 箇年に適宜に配分して履修するものとする。但し、特設科目については、2 箇年を通じて履修するものとする。

- 2 本学卒業に必要な修得単位数の内訳は次の通りとする。建学の精神に基づいた特設科目 アセンブリーアワー（礼拝）1 単位、共通基礎科目中一般教養科目から計 8 単位以上、外国語科目 2 単位、体育・スポーツ科目 2 単位、各学科の専門科目については 50 単位以上、合計 63 単位以上を修得しなければならない。

(教員免許状の要件)

第 25 条 栄養教諭二種免許状もしくは幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第 24 条第 2 項の規定を充足し、かつ教育教員免許法及び同法施行規則に定められた所要の単位を修得しなければならない。

- 2 栄養教諭二種免許状を取得しようとする者は、栄養士法の規定による栄養士の免許を受けていること、もしくは同時取得しなければならない。

(栄養士免許の要件)

第 26 条 栄養士免許を取得しようとする者は、第 24 条第 2 項の規定を充足し、かつ栄養士法及び同法施行規則に定められた所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において栄養士免許を取得できる者は、食物栄養学科の学生に限るものとする。

(保育士資格の要件)

第 27 条 保育士資格を取得しようとする者は、第 24 条第 2 項の規定を充足し、かつ児童福祉法及び同法施行規則に定められた所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において保育士資格を取得できる者は、幼児教育学科の学生に限るものとする。

(授業の方法)

第 28 条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業において、メディアを利用して行うことがある。

(履修登録)

第 29 条 学生は、毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

第 30 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、別に定める授業科目については 30 時間をもって 1 単位とする。

(2) 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、別に定める授業科目については 15 時間をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって 1 単位とする。

(5) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(授業期間)

第 31 条 学生の授業日数は定期試験等の日数を含め 35 週にわたることを原則とする。

第 7 章 成績評価及び卒業認定

(成績の評価基準)

第 32 条 試験等による成績の評価は、秀 (AA)・優 (A)・良 (B)・可 (C)・不可 (D) の 5 段階とし、不可 (D) を不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100－90点	秀 (AA)
89－80点	優 (A)
79－70点	良 (B)
69－60点	可 (C)
59－0点	不可 (D)

3 本章の定めるもののほか、成績評価に必要な事項は別に定める。

(卒業の要件)

第 33 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、第 24 条第 2 項に定めるところにより 63 単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 34 条 前条の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 35 条 前条の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第 36 条 本学において取得することができる免許状及び資格は次のとおりである。

〈 学 科 〉	〈 免許状の種類及び資格 〉
食物栄養学科	栄養教諭二種免許状 栄養士免許 医療管理秘書士 医事管理士
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 保健児童ソーシャルワーカー

2 前項に定める免許状及び資格に必要な単位数等については別表通りとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 37 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 8 章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第 38 条 本学の入学検定料、入学金、授業料その他の費用の金額は次のとおりとする。

(単位：円)

区 分	食物栄養学科	幼児教育学科
入学検定料	25,000	25,000
入 学 金	150,000	150,000
授 業 料	640,000	640,000
施設設備費	150,000	150,000
教育充実費	100,000	100,000
実験実習費	70,000	70,000

(授業料の納入期)

第 39 条 授業料その他の費用は 2 期に分けて納入しなければならない。但し、特別の事情があると認められた者は、申請により延納、分納または減免を認めることがある。

納期 前期 4 月 25 日まで

納期 後期 9月25日まで

(休学の場合の授業料)

第40条 休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料その他の費用を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第41条 退学した場合や除籍又は退学・停学を命ぜられた場合は、その学期の授業料その他の費用は徴収する。

(復学の場合の授業料)

第42条 復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料その他の費用を復学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第43条 学年の途中で卒業しようとする者は、卒業見込みの月まで授業料その他の費用を納入するものとする。

(納付した授業料等)

第44条 一旦納付された入学検定料・入学金は原則として返付しない。また、一旦納付された授業料その他の費用は、4月1日以降は原則として返付しない。

第9章 教職員組織

(教職員組織)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務長、事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 前項のほか、副学長、学科長、その他必要な職員を置くことができる。

3 1、2項の教職員の職務はつぎの通りである。

(1) 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する

(2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる

(3) 学科長は、学長を助け、当該学科に関する校務を行う

(4) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

(5) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

(6) 講師は准教授に準ずる職務に従事する

(7) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

(8) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する

(9) 事務長は学内の一般事務をつかさどる

(10) 事務職員は教務、庶務、会計、その他の事務に従事する

第10章 教授会

(教授会)

第46条 本学に重要な事項を審議するために教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第47条 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第48条 本章の定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第11章 図書館

(図書館)

第49条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の管理運営その他必要な事項は別に定める。

第12章 厚生施設

(学生寮)

第50条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は別に定める。

第13章 科目等履修生・委託生

(科目等履修生・委託生)

第51条 本学の特定授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて科目等履修生及び委託生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生及び委託生には、本学学則第30条及び第32条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生及び委託生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 公開講座等

(公開講座等)

第52条 本学において地方文化の向上発展に資するため適宜地方の実情に即した公開講座、講習会、展示会等を開催することがある。

附 則

この学則は昭和42年4月1日から施行する。

この改正は昭和44年4月1日から施行する。

この改正は昭和47年4月1日から施行する。

この改正は昭和49年4月1日から施行する。

この改正は昭和50年4月1日から施行する。

この改正は昭和52年4月1日から施行する。

この改正は昭和53年4月1日から施行する。

この改正は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成元年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 18 年 2 月 10 日から施行する。
この改正は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 24 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。
この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。